

第三十九回国 参議院内閣委員会會議録

第二一號

昭和三十六年十月三日(火曜日)

委員の異動

九月二十八日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として加藤武徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君

理事 小幡 治和君 山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君 上原 正吉君 加藤 武徳君 下村 定君 中野 文門君 一松 定吉君 松本治一郎君 横川 正市君 赤松 常子君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君 國務大臣 藤枝 泉介君

政府委員

防衛政務次官 笹本 一雄君 調達庁長官 林 一夫君 調達庁総務部長 大石 孝章君

事務局側

庶務部長 小沢 俊郎君 常任委員会 伊藤 清君 専門員

説明員

外務省アジア 局外務参事官 宇山 厚君

本日の會議に付した案件

○建設省設置法の一部改正する法律案 (内閣提出)

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 (委員辻政信君の消息に関する件)

午前十時五十三分開会 ○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る九月二十八日村山道雄君が辞任され、加藤武徳君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る九月二十五日、本委員会に付託された建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(中村梅吉君) たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の策定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する局として、新たに計画局を設置するとともに、直轄事業の事業量の増大に対処するため地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の所掌事務及び機構についてその整備をはかるうとするものであります。

以下その要旨を申し上げます。まず第一に、本省に新たに計画局を設置して、所管行政にかかる建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務、国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務、土地の使用及び収用に關する事務、建設業の発達及び改善の助長、並びに建設業者の監督に關する事務等を所掌するものとしたことであります。

第二に、計画局の新設により、現在従来の計画局の所掌事務である国土計画及び地方計画に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務等が新設される計画局へ移しかえられることに伴ない、従来の計画局の名称を都市局に改めたこととあります。

第三に、地震工学に關し、外国人研修生を含む研修生の研修を行なう事務を建設省の所掌事務に加えることとにも、これらを建設省の付屬機関である建築研究所にかきとらせることとしたこととあります。

第四に、直轄事業の事業量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処して、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置することとしたこととあります。

以上のほか、土木研究所において、委託に基づき、建設資材について特別な調査、試験及び研究を行ない、及び建設研究所において測量に関する技術者についても養成及び訓練を行なうことが出来ることとする等、本省及び付屬機関の組織に關し規定を整備することといたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明を聴取いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に去る九月二十五日、予備審査のため本委員会に付託されました、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(藤枝泉介君) たいだいま議題となりました特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案の提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

この法案は、新安全保障条約に基づ

く地位協定第十八条第五項(ロ)の規定により、同項の他の規定の適用を受けないこととなる特殊の海事損害の賠償請求の円滑な解決をはかるものであります。

旧行政協定にかわる地位協定におきましては、民事請求権に関する第十八条の規定は、全面的に米國がNATO諸國と結んでおります同種協定と同様なものになったことは御承知のとおりであります。したがって、同条第五項(ロ)におきまして、日本國にあるアメリカ合衆國軍の船舶の航行等から生じます事故によりまして第三者がごらむりました被害のうち、物的損害に関する賠償の請求につきましては、同条同項の他の規定の適用を受けないことになりまして、米國政府が直接に取り扱うこととなります。すなわち、旧行政協定で同じく民事請求権について規定している第十八条におきましては、その第三項によりまして、海上におけるこの種の賠償請求も陸上における場合と同様、日本の政府機関の行政措置により処理され、または日本の裁判所が、新協定により解決されるのであります。新協定におきましては、米國の政府機関または裁判所により処理されることとなります。

右のごとく改定になりましたのは、この種の海上における船舶に関する賠償請求のような特別の事案についてはNATO協定のごとく取り扱われるのが国際通念であることに基づくものであります。米國の關係法令に十分通

ず。

この法律案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の策定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する局として、新たに計画局を設置するとともに、直轄事業の事業量の増大に対処するため地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の所掌事務及び機構についてその整備をはかるうとするものであります。

以下その要旨を申し上げます。まず第一に、本省に新たに計画局を設置して、所管行政にかかる建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務、国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務、土地の使用及び収用に關する事務、建設業の発達及び改善の助長、並びに建設業者の監督に關する事務等を所掌するものとしたこととあります。

第二に、計画局の新設により、現在従来の計画局の所掌事務である国土計画及び地方計画に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務等が新設される計画局へ移しかえられることに伴ない、従来の計画局の名称を都市局に改めたこととあります。

第三に、地震工学に關し、外国人研修生を含む研修生の研修を行なう事務を建設省の所掌事務に加えることとにも、これらを建設省の付屬機関である建築研究所にかきとらせることとしたこととあります。

第四に、直轄事業の事業量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処して、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置することとしたこととあります。

以上のほか、土木研究所において、委託に基づき、建設資材について特別な調査、試験及び研究を行ない、及び建設研究所において測量に関する技術者についても養成及び訓練を行なうことが出来ることとする等、本省及び付屬機関の組織に關し規定を整備することといたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明を聴取いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に去る九月二十五日、予備審査のため本委員会に付託されました、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(藤枝泉介君) たいだいま議題となりました特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案の提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

この法案は、新安全保障条約に基づ

く地位協定第十八条第五項(ロ)の規定により、同項の他の規定の適用を受けないこととなる特殊の海事損害の賠償請求の円滑な解決をはかるものであります。

旧行政協定にかわる地位協定におきましては、民事請求権に関する第十八条の規定は、全面的に米國がNATO諸國と結んでおります同種協定と同様なものになったことは御承知のとおりであります。したがって、同条第五項(ロ)におきまして、日本國にあるアメリカ合衆國軍の船舶の航行等から生じます事故によりまして第三者がごらむりました被害のうち、物的損害に関する賠償の請求につきましては、同条同項の他の規定の適用を受けないことになりまして、米國政府が直接に取り扱うこととなります。すなわち、旧行政協定で同じく民事請求権について規定している第十八条におきましては、その第三項によりまして、海上におけるこの種の賠償請求も陸上における場合と同様、日本の政府機関の行政措置により処理され、または日本の裁判所が、新協定により解決されるのであります。新協定におきましては、米國の政府機関または裁判所により処理されることとなります。

曉せず、また、言語慣習の相違のある日本国民に對しましては、新協定実施後

も、この種請求の取り扱ひについて政府が必要なる援助を行なつて円滑な解決をはかる必要があると存じます。これが本法案を提出する理由であります。

法案の内容をいたしましては、この種海軍事故の被害者たる日本国民が米國政府に對して損害賠償を請求する場合には、調達庁長官がそのあつせんをする事とし、あつせんにより適正迅速なる解決をはかることとしたのが第一点であります。

次に、右のあつせんによつても被害者の満足すべき解決に至らずして、被害者が米國の裁判所に訴訟を提起するときは、訴訟費用の立てかえ、その他訴訟についての必要なる援助を行なうことが出来ることとしたのが第二点であります。右立てかえ金は、無利息とい

たし、また、訴訟終了時には償還を要するわけでありませんが、その償還は、場合ににより支払いの猶予、全部または一部の免除ができるように定めておられます。

以上、この法律案の提案の理由と内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る九月二十七日、予備審査のため本委員会に付託されました連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題といたし

ます。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(藤枝泉介君) たいま議題となりました。連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案の提案理由及び概要について御説明申し上げます。

占領期間中における連合國占領軍等の行為により、死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年五月、閣議決定により見舞金支給措置を講じ、さらに昭和二十七年五月、閣議了解により追給措置を講じてきたのでありますが、これ

についてその金額が少な過ぎるという理由をもつて、被害者より、政府並びに國會に對し、しばしば救済の陳情並びに請願が行なわれてきたところでありました。

政府は、昭和三十四年度に調達庁をして、全国的に実態を調査せしめられた結果、被害者数は、占領時代前期において最も多く、なかならず、死亡者数も同様であることが判明し、かつ、見舞金額も少額で、お気の毒な状況にあると考へますので、これらの者に對する救済を立法措置により講ずることが必要、かつ、適切であると確信するのであります。

以上がこの法律案を提出するに至つた理由であります。

次に、この法律案の具体的内容について、その概要を御説明申し上げます。まず、この法律案による給付金は、本邦内における昭和二十年九月二日から、昭和二十七年四月二十八日まで

の占領期間中に発生した連合國占領軍等の行為等によつて負傷し、または疾病にかかった者及び連合國占領軍等の行

為等によつて死亡した者の遺族であつて、日本国籍を有する者に対し支給することとした次第であります。

給付金の種類をいたしましては、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金の六種類となつており、また、その支給額は、療養給付金につきま

しては、一定の基準を政令によつて定めることとしたは、休業給付金は、休業期間六十日未満にあつては二千元、六十日以上にあつては五千五百円、この法律施行後の休業期間にあつては一日につき百二十円を乗じた額とし、ま

た、障害給付金につきましては、労働基準法に定める障害の等級に応じて定められた一万八千円から十七万八千円までの額、遺族給付金につきましては、定額十五万円、葬祭給付金につきましては、同様定額五千円とし、打ち切り給付金につきましては定額十八万円とい

たしておられます。

なお、これらの給付金を現実に支給する際には、すでに他の法令あるいは行政措置により何らかの給付を受けた者、あるいは受けることができる者に對しましては、この法律による給付金の額からこれらの相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。

さらに、この法律に基づく給付金の支給を受ける権利の認定は、調達庁長官が行なうこととしたのでありますが、調達庁長官の処分に対し不服のある者は、六十日以内

に不服の申し立てを行なうことができることとし、再審査の方途を講じておられます。この再審査にあつては、被害者給付金審査会を調

達庁に設置いたしました。調査審議せしめることとし、これによつて万全を期することとしたしております。

また、この法律による給付金を受ける権利の時効は、三年といたしましたほか、この給付金は、すべて非課税とするにとり、給付金の権利については、讓渡、担保または差し押え等の行為を禁止し、権利の保護についても十分な配慮を講じておられます。

なお、遺族の順位その他手続に関する規定等必要な措置を規定し、さらに細部の必要手続については、総理府令にゆだねることとしたしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題とし、私から外務省当局及び本院事務当局に若干の質疑を行ないます。政府からの出席者は、宇山外務参事官、稲田南東アジア課長、参議院からの出席者は、小沢庶務部長、上野山庶務課長の方々でございます。

まず最初に、小沢参議院庶務部長にお尋ねいたします。問題は、本内閣委員会の委員であります辻信君の請暇されましたから、動静等でございます。一応庶務部長から、同僚辻委員の請暇をされましたその経緯を御説明願いたいと思ひます。

○参事(小沢俊郎君) まず、辻議員

が本院に請暇を出されましたのは三月の末でございますが、四月の一日に本会議でもつて請暇が許可されております。そのときの請暇願は、三十六年の四月四日から五月十三日までの四十日間、会期は、御承知のように、三十六年の五月二十四日まででございます。その後延長されました六月八日まであつたわけでございますが、そういう請暇願が出されました、一日に許可されております。そのときに、庶務部の庶務課のほうへ、海外旅行の際に、公用旅券のことを言つて参りました。その

ときの私のほうで承りました日程は、大体四月四日に東京を立たれ、それからサイゴン、それからプノンペン、それからバンコック、それからヴィエンチャンのほうへ、こういう日程でもつて差し出されました。で、それから予定どおりに四日の日の九時三十分羽田を立たれたようでございます。その後、五月二十八日と思ひますが、その

ときに辻さんがまだお帰りにならないというところで、私のほうでは一応どうなつておるかということを外務省のほうにお聞きしたわけですが、そのときにはわかりませんでした。その後、六月の十日に外務省のほうにも照会しました。それからその後ずつと外務省のほうとも接触をしておりますが、八月の三十一日でございますが、その日に

やや事情がわかりました。その点は、私のほうは外務省のほうからお聞きしましたわけですから、外務省のほうから御説明があると思ひます。大体そういう経過でございます。

○委員長(吉江勝保君) それでは、一応外務省のほうから、おわかりにな

つておられます。辻委員の海外におきま
する消息といえますか、そういう点に
つきまして皆が心配もいたしております
すから、できるだけ詳細に御報告をい
ただきたいと思ひます。

○説明員(宇山厚君) 御報告申し上
げます。

辻委員は、ただいまお話がございま
したように四月の四日東京を出発され
まして、同日サイゴンに到着されてお
ります。そのサイゴン滞在中にゴ・ジ
ン・ム大統領その他政府の要人と会見
されたのでございます。そのときに現
地の久保田大使に、北ベトナムのほう
に行きたいという意向を漏らされたそ
うでございまして、久保田大使が極力
翻意を促しましたということがあつた
そうでございまして。それから四月の九
日にカンボジアの首都プノンペンに行
かれました、その後十一日にバンコッ
クに行つておられます。それから、パ
ンコックから今度は十四日にラオスに
行かれております。それからラオスの
首都ヴィエンチャンに滞在中に、現地
の別府大使に対して、自分はパテト・
ラオの占拠をしておる地区を通過して
ハノイに渡つて、そうしてそれから香
港に出て日本に帰るようになつたと思
つておるというお話がありましたので、
別府大使から、それは非常に危険でござ
いますから、おやめになつていただく
いたほうがいいと思ひますということ
をしきりに言われたのでございまして
辻委員はお聞き入れたらなかつたとい
うこととございまして。それからヴィ
エンチャンに滞在中に、何とかしてパ
テト・ラオ地区のほうに入つて行きた
いといふので、いろいろ画策なされて
ようでございまして、大体わかつてお

りますところでは、四月の十九日ごろ
に、間道を選んで、ラオス人の僧侶の二
名が道案内になりまして、お寺からお
寺へと、リレー式に僧侶の案内で入つ
て行かれたという模様でございまして。
それから先のことはいろいろ確認しよ
うと努めました、わかりませんが、
ども、大体はぼくの方ではないかとわか
りましたところでは、四月の二十一日
の朝にパテト・ラオ地区に入られたよ
うでございまして。それから辻委員の消
息が絶えまして、日本国内でも、新聞
雑誌等にいろいろなトップ記事が出る
それから国会のほうから外務省にも、
その後どうだというふうなお問い合わせ
せもある。私も非常に心配いたし
まして、何回となく現地の大使館に訓
令を出しまして、辻委員の消息を調査
するように努めてきておるのでござい
ますが、現在までのところ、十分はつ
きりしたことは残念ながらわかつてお
りません。しかしながら、大体いろいろ
各方面を当たりましたところで、ほ
ぼこうではないかと思はれるところ、
をつけ加えて申し上げますと、ヴィ
エンチャンの北方の百十キロの地点に
パンピエンという所がございまして
が、そこで辻委員と思はれるような人
物に会つたという中国人がおるという
情報でございまして、これは八月
になつてからのこととございまして、
そういう情報が入りましたので、
すぐ大使館が現地に参りました。調べ
ましたところが、この中国人は、現地
で中国料理店を営んでおる者でござ
いまして、それで、このパンピエンの
ビエンという所に行きましたところが
ために帰れなくなつて、しばらくそこ
に滞在しておりましたところがその

滞在中に辻委員とお会いしたというこ
とを言つておるようでございまして。
そして、その時期は大体六月の初めと
ころ言つておるのであります。そこで
別府大使の派遣されました大使館員が
辻委員の写真をその者に見せましたと
ころが、これは本人に間違いないと、
こう申したということとございまして。
それから、この中国人の話によります
と、辻委員は五月の中旬にこのパンピ
エンに來られまして、そして、その今申
し上げました中国人が同地で、パンピ
エンで中国料理店をやつております。
ところへ、両がえと飲食のためによく
おいでになつた。そのときには僧侶の
格好ではなくて、黒の背広を着ておら
れた、こういうことを言つておられます。
そしてこの人が六月の七日にパンピ
エンを去つておるのでありますが、その
ときまでずっと辻委員と思はれる人は
そこにいたということを言つておると
いうこととございまして。そのときに、
辻委員は何をしようとしておられたか
というのを聞きまして、ところが、数
回にわたつて同地のパテト・ラオの前
線司令部に行つておられた、そしてパ
テト・ラオ地区よりもっと奥地のほう
に入りたという許可証を入手するよ
うに努力しておられたら、から、また、
うこととございまして。それから、また、
これも推測の域を出ませんけれども、
辻委員はプーマ殿下に会いたいとい
うことをしきりに言つておられたそ
うでございまして。御存じのように、た
だいまラオスでは、このプーマ殿下が
中立派でございまして、現政権はブン
ウム首相、それから、その反対側のパ
テト・ラオという左翼系の派がござい
ます。この三派が争つておるわけが

いですが、そして今このプーマ殿下が
首相になりまして、この三派の連立内
閣を作つてラオス情勢を取りまとめよ
うという努力がしきりに行なわれてお
るのであります、こういうふうには、
やがてラオス情勢の中心人物となるで
あろうというこのプーマ殿下とせひ会
つて話をしたいとお考えになつたとい
うことはうなずけることとございませ
ん、ただし、この六月初めにはプーマ
殿下は、チューリッヒのラオス三派の
三殿下の会議というこのためにヨー
ロッパにおりまして、当時はラオスに
いなかつたのでございまして、ラオスに
員は、あるいはプーマ殿下がラオスに
帰つてくるのを待つておられたんじや
ないかということも考えられますが、
その点はよく憶測にすぎないのでござ
いまして。

そういうわけがございまして、私ど
もといいたしましてはいろいろな方面に
連絡をいたしまして調べておるのであ
りますが、どうもまだはつきりいたし
ません。ただいままで調べましたこと
ろでは、単に現地の大使館の者が現地
の人々に聞くというだけではなくて、
政府機関にも頼んでおられますし、それ
から第三国とか、あるいは国際機関に
も連絡をいたしまして辻委員の消息を
調べたいということ、あらゆる手段
を通じて努力しておるのでございま
すが、はなはだ残念ながら、ただいま
のところ的確な情報がない、こういう
こととございまして。

それから、できるだけ具体的に話す
ようにとお言葉でございまして、
ただいままた調査を進めておる間と
ございまして、具体的にあまりどうい
うことをやっていると申し

上げますのは、今後の調査にあるいは
支障を来たすようなことがあるといけ
ませんので、このぐらいいにさせていた
だきたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 現地の大使
館というのは、その現地というのほど
を言うておるのですか。

○説明員(宇山厚君) 現地と申しま
すのは、先ほど申し上げましたよう
いささつてございまして、ラオスに
ございまして日本の大使館、これが中心
になるわけとございまして、その他辻
委員がお立ち寄りになりましたバンコ
ックの大使館、それからプノンペンの
大使館、それからサイゴンの大使館、
これらでも調べたのでございまして。そ
れから香港のほうにもやがて出て行き
たいといふことを言つておられたわけ
でございまして、香港のほうにも訓
令を出したのでございまして。

○委員長(吉江勝保君) 外地のほう
から、通信というんですか、たよりと
いうんですか、そういうものについて
は消息はつかぬのですか。それは
ないので、絶対してしまつたのです
か。

○説明員(宇山厚君) 辻委員のお手
紙でございまして。

○委員長(吉江勝保君) そうです。
○説明員(宇山厚君) 辻委員御自身
のお手紙は、四月中旬でございませ
んか、御家族におたよりがあつたそう
でございまして。それ以後にはないとい
ふに聞いておられます。

○一松定吉君 今あなたの御報告のう
ちで、辻君がこういう奥地に入りた
がといふことを言つたところが、それ
は危険だからとめたといふんですね。
それはどなたですか、とめたのは。

○説明員(宇山厚君) とめましたのは、その中に入りたいということを通議員がお話しになったのが、ベトナムの首都サイゴンにあります日本大使館の久保田大使、その方と、それからラオスの首都ヴィエンチャンに駐在してあります別府大使でございます。その二人とも、何とかしておやめになったほうがよろしいのじやないかと思われ、すといふことをしきりに繰り返す言われたらどうでございますか……。

○一松定吉君 危険というのはいかういふことですか。
○説明員(宇山厚君) と申しますのは、北ベトナムのほうでも、ラオスのパテト・ラオ地区におきましても、どちらも治安が非常に乱れております。しばしば戦闘も行なわれるというほどに危険な状態でございます。日本側の出先でどうしようと思つておられます。まあ日本側の出先のないところには友好国の出先機関に頼むというわけでございますが、そういうことも十分行なわれないようなところがございますので、非常に危険じやないかと判断されたことと思つておられます。

○一松定吉君 そういふ危険だということを通告することについては、何か根拠でもあるのですか。ただ治安が乱れておるといふだけで、だれかそういうような生命に危険を生じたという実例があることを前提として辻君をとめたのか、ただ治安が乱れたから危険だからというのですか、その辺わかりませんか。

○説明員(宇山厚君) ただいま申し上げましたように、しばしば戦闘行為が行なわれております。砲弾が飛んでおる地方でございますし、警察などが

しつかりしておるといふわけではございません。非常に危険だと見るのがあたりまえじやないかと思つておられます。○委員長(吉江勝保君) ほかに御発言ございませぬですか。

○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝という人、これがヨーロッパからの帰りに、どこから頼まれたか私は知りませんが、現地に着つて消息を調べてくるといふ、現地に帰るといふことを聞いたことがあるのですが、それに關して何かお聞き及びはありますか。

○説明員(宇山厚君) 実は二、三の方が頼まれて調べられたといふことを聞いておりますけれども、その結果は辻議員の消息がわかつたといふことは聞いておりません。先ほど申し上げましたのは、現地の大使館で現地人のところをいろいろ調べました結果だと思つておられます。

○横川正市君 私はまあ議員と、それから外務省の海外旅行許可をする部門との關係で、何か特別な取り扱ひをする關係があつて、本人の意思を重視し過ぎたといふ観点があるのじやないかといふ点で聞きたいわけですが、海外旅行をする場合に身辺の保証のない地域に対しては許可を与えない、これが大体外務省の旅行申請に対する態度ですね、一つは、外貨の割当その他があまりすけれども、重要問題としては、そういう方針でたしか進んでおるはずなんです。その場合、東京で旅券を申請したときには、いわゆる身辺に危害の与えられるような地域ではない、ところが、在外の大使館とか公使館とか領事館等へ立ち寄つて、そして何回かどこへ行きたいという意思表示をされたといふわけですから、その点が危険

だといふことを承知しておつた、在外公館としては、それなのに本人の意思にまかせてしまつた、本人が行くんだからとめようがなかつたといふだけでは、私は、許可の問題からすると問題が出てくるのじやないかと思つておられます。外務省としてはその点どう考へておられるか、本人の自由意思ですか、それ

○説明員(宇山厚君) 辻議員の場合には、東京ではラオス、それから南ベトナム、そういうところへといふことをおつしやつておるわけなんです。そして現地で初めて先ほど申し上げましたような地区に入りたいといふことを言われたわけでございます。現地といたしましては、これを何とか思ひとどまつていただきたいと申し上げる以上、方法はないかと思つておられます。

○横川正市君 これは消息でいへば、パテト・ラオですか、前線基地で、さらに前線に行けるように許可をもらう工作をしておつたのではないかと、本人の行動ですね、しかし、そのことは本人の身辺に危険が伴うものだとおそれ、その出先機関というのを考へておつたわけじやないですか。そういう場合、これはとめる方法は全然ないわけですか、今までのところ、在外公館としては。

○説明員(宇山厚君) 実はバンビエト地区に辻議員が入りたいと言つていろいろ工作しておられたといふことがわかりましたのは二カ月前のことなんです。先ほど申し上げましたように辻議員がヴィエンチャンといふ首都から去られましたのは四月の二十一日ご

ろでございます。それからもう大使館のほうではどこへ行かれたかの消息がわからなかつた。それからいろいろ問題になりました。八方手配をしておりまして、もう八月の後半になりましてから、二カ月前の六月の初めにバンビエトでそういうことをしておられたということがわかつたといふわけでございます。でございますから、もうそういうことがわかりましたときには、戦闘行為が行なわれているところへ、もう二カ月前に入つておられたといふわけでございます。当時どうにもしようがなかつたかと思つておられます。

○委員長(吉江勝保君) ただいま聴取いたしましたところで、本院の辻君の消息の今日わかつておられます最終のところまで説明があつたのでありますが、なお生死についての確認はされておられませんので、私どもとしましては、無事であることを祈つてやまないのであります。なお外務省におきましても、全力をあげて調査をされましますように要望いたしまして、私の質疑を終わりたいと思つておられます。他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

九月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一、建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に關する事務を行なうこと。
第三号第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。
第三号第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 地震工学に関する研修(外国人研修生を含む)の研修を行なうこと。
第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「計画局、都市局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二」を「第二十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務同条第三号に規定する事務の総括に關する事務」を「に規定する事務」に、「關するもの、」を「關するもの並びに」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に關する試験及び研究の助成に關するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に關する事務、同条第二十五号に規定する事務（建設業法の規定による建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に關する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に關する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に關するもの（附屬機關の所掌に屬するものを除く。）並びに建設技術に關する試験及び研究の助成に關するものをつかさどる。

「土木」に改める。
第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、指導に關するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に關する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える
第十条第一項の表中中央建設業審議會の項中「（昭和二十四年法律第百号）」を削る。
第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「、用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとす」を加え、「総務部」を「総務部用地部」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

九月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時行政調査会設置法案

一、特殊海事損害の賠償の請求に關する特別措置法案
一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

臨時行政調査会設置法案

（設置）

第一条 総理府に、附屬機關として臨時行政調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、行政を改善し、行政の國民に対する奉仕の向上を図るため、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に關する基本的事項を調

査審議する。

2 調査会は、前項に掲げる事項に關して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

（意見等の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第四条 調査会は、委員七人をもつて組織する。

（委員）

第五条 委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、内閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣の承認を得なければならぬ。この場合においては、内閣の承認を得られなからず、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が身心の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の

義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、非常勤とする。

（会長）

第六条 調査会に、会長一人を置き委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（調査員）

第八条 調査会に調査員を置く。
2 調査員は、学識経験のある者及び行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 調査員は、専門委員を補佐して調査に従事する。

4 調査員は、非常勤とする。
（資料提出の要求等）

第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める

と認めるときは、行政機關、地方公共団体及び公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体という。）その他これに類する政令で定める団体の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各行政機關の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第十条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

（委任規定）

第十一条 この法律で定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は政令で定める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政管理庁設置法の一部改正（行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次の

ように改正する。
附則第三項の次に次の一項を加える。

4 長官は、臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第 号）第二条第一項の規定に基づき臨時行政調査会が調査審議することを適當とする事項については、同調査会が置かれていない間は、行政審議会に諮問しないものとする。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中町名地番制度審議会の項の次に次のように加える。

臨時行政調査会
臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。第一条第十九号の四の次に次の一号を加える。

十九の五 臨時行政調査会の委員（この法律の失効）

5 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失なう。

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案
特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、特殊海事損害

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六本条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十八条第五項Gの規定により同項の他の規定の適用を受けない損害をいう。以下次条において同じ。）をこうむつた日本国民又は日本国法人（以下次条において「被害者」という。）で、その損害の賠償を請求するものに對し、あつせんその他必要な援助を行なうことを目的とする。

（請求のあつせん）
第二条 被害者は、総理府令で定めるところにより、そのこうむつた特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行なう賠償の請求のあつせんを調達庁長官に申請することができる。

（請求のあつせん）
第三条 調達庁長官は、前条の規定による請求のあつせんの申請があつたときは、当該申請に係る請求のあつせんを行なわなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）
第四条 政府は、前条本文の規定によるあつせんより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がアメリカ合衆国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行なうことができる。

2 前項の立替金には、利息を附さない。

（立替金の償還等）
第五条 政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六局」を「七局」に、「主税局」を「主税局」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条第一項第一号中「に関する制度及び酒類業組合等に関する制度」を「（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。）に関する制度（他国との租税に関する協定を含む。）」に改め、同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をすること。

第九条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（関税局の事務）
第九条の二 関税局においては、左の事務をつかさどる。

一 関税、とん税、特別とん税その他税関行政に関する制度（他国との関税に関する協定を含む。）の調査、企画及び立案をすること。

二 関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関すること。
三 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行なうこと。

四 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関すること。
五 税関貨物取扱人の免許を与え、これを監督すること。

六 税関統計を作成すること。
七 税関職員の教養及び訓練に関すること。

第十四条中「税関研修所」を「税関研修所」に改める。

第十六条第五項中「局長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「業務部」を「総務部」に改める。

第十六条の二第二項中「職務上の訓練」を「研修」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（財務研修所）
第十六条の三 財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

組織は、大蔵省令で定める。

（会計事務職員研修所）
第十六条の四 会計事務職員研修所は、国の職員に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2 会計事務職員研修所は、東京都に置く。
3 会計事務職員研修所の組織は、大蔵省で定める。

第十七条第一項の表中専売制度調査会の項を削る。

第十九条中「第九条第一項第一号から第九号まで及び第九条の二各号」に改める。

第二十三条中「第九条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（関税、とん税及び特別とん税に関するものに限る。）、同項第四号から第九号まで」を「第九条の二各号」に改める。

第二十五条第一項中「税関長官房及び左の三部」を「左の四部」に、「監視部」を「総務部」に改め、同条第二項中「税関長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「監視部」を「総務部」に改める。

附則第四項を次のように改める。
第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 金融機関資金審議会は、この法

律の施行の日に新たに置かれるものとする。

九月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案

連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案

連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 給付金の種類及び支給(第六条—第十五条)

第三章 不服の申立て(第十六条—第十八条)

第四章 被害者給付金審査会(第十九条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十二条—第二十六条)

附則

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、連合軍占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかった者及び連合軍占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に対する給付金の支給に關して定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「連合軍占領軍等の行為等」とは、次の各

号に掲げるものをいう。

- 一 本邦(政令で定める地域を除く。以下この項において同じ。)内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで(以下この項において「占領期間」という。)の連合軍の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者(これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の行為(正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除き、日本の国籍のみを有する被用者の行為にあつては、職務執行中の行為に限る。)
- 二 本邦内における占領期間中の連合軍の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者(日本の国籍のみを有する者を除く)の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理の欠陥

2 この法律において「被害者」とは、連合軍占領軍等の行為等により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった者でその死亡し、負傷し、又は疾病にかかった当時において日本の国籍を有していたものを含む。

3 この法律において「見舞金」とは、国が、連合軍占領軍等の行為等による死亡、負傷又は疾病について、被害者又はその遺族に対してこの法律の施行前に行政措置に基づいて支給した療養見舞金(療養費、打切療養費及び療養の給付を含む。)、障害見舞金及び死亡見舞金をいう。

(給付金の支給)

第三条 国は、被害者又はその遺族で、この法律の施行の日(給付金の支給原因である事実の生じた日)がこの法律の施行の日後であるときは、その支給原因である事実の生じた日)において日本の国籍を有するものに対し、給付金を支給する。ただし、被害者の死亡、負傷又は疾病がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであるときは、この限りでない。

(認定)

第四条 給付金(打切給付金を除く。以下第十五条において同じ。)の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、調達庁長官が行なう。

第五条 他の法令の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又はこの法律による給付金に相当する給付を受けることができないときは、当該給付の支給原因である事実と同一の事実については、当該給付の価額(当該給付が療養給付金に相当するもの)の限度において、この法律による給付金を支給しない。ただし給付金を受けようとする者が、この法律の施行後において、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受けることができないときは、この限りでない。

(給付金の種類)

第六条 給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 療養給付金
- 二 休業給付金
- 三 障害給付金
- 四 遺族給付金
- 五 葬祭給付金
- 六 打切給付金

(療養給付金の支給)

第七条 療養給付金は、被害者で連合軍占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に關し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合に支給する。ただし、その療養につき療養給付金に相当する見舞金が支給されている場合であつて、政令で定める期間内に当該負傷又は疾病がなっているときは、この限りでない。

2 療養給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この法律の施行前にした療養に係る療養給付金の額(政令で定める金額)
- 二 この法律の施行後にした療養に係る療養給付金の額(政令で定める金額)

3 前二項に規定する療養の範囲は次の各号に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療

(休業給付金の支給)

第八条 休業給付金は、被害者で連合軍占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に關し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合において、その療養のため業務上の収入を得ることができないときに、その業務上の収入を得ることができない期間につき支給する。

2 休業給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この法律の施行前にした療養のため業務上の収入を得ることができなかった期間に係る休業給付金の額(当該期間が、六十日未満の場合にあつては二千円、六十日以上の場合にあつては五千五百円)
- 二 この法律の施行後にした療養のため業務上の収入を得ることができない期間に係る休業給付金の額(一日につき百二十円)

(障害給付金の支給)

第九条 障害給付金は、被害者で連合軍占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが当該負傷又は疾病がなつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合に支給する。

2 障害給付金の額は、別表に定める金額とする。

障害の等級

第一級から第三級まで

第四級から第七級まで

第八級から第一〇級まで

第十一級から第一四級まで

障害給付金の金額

一七八、〇〇〇円
一一〇、〇〇〇円
五三、〇〇〇円
一八、〇〇〇円

3 別表に定める程度の身体障害者が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

4 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害者が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害者が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害者が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

5 前項に規定する身体障害の等級による障害給付金の額は、それぞれ身体障害に應ずる等級による障害給付金の額を合算した金額をこえることにならぬ。

6 すでに身体障害のある被害者が連合国占領軍等の行為等による負傷又は疾病により、同一部位について障害の程度を加重したときは、障害給付金の額から従前の障害に應ずる障害給付金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

7 第一項の被害者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給

付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

第十條 遺族給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。

2 遺族給付金の額は、十五万円とする。

3 第一項の被害者の遺族が、この法律の施行前に当該被害者の死亡につき遺族給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、遺族給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

(遺族の範囲)

第十一條 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の前日に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除く。

被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

第十二條 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる順序による。

一 配偶者(被害者の死亡の日がこの法律の施行の前日後この法律の施行の日以後この法律の施行の前日に被害者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。))以外の者(婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))した者又はこの法律の施行の日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

二 子(この法律の施行の日(被害者の死亡の日)がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日。以下この項及び次項において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

三 父母

四 孫(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

五 祖父

六 兄弟姉妹(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

七 第二号において同様の順位から除かれている子

八 第四号において同様の順位から除かれている孫

九 第六号において同様の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同様の順位から除かれている配偶者

2 前項の規定により遺族給付金の支給を受けることができる先順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合に

ついて、他に同順位にある遺族がないときは、次順位の遺族の請求により、その次順位の遺族(その次順位の遺族と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位の遺族)を遺族給付金の支給を受けることができる先順位に遺族とみなすことができる。

第十三條 葬祭給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。

2 葬祭給付金の額は、五千円とする。

3 第十一條並びに前条第一項及び第二項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(打切給付金の支給)

第十四條 打切給付金は、第七條の規定により療養給付金の支給を受けることができる被害者でこの法律の施行の際当該負傷又は疾病に關し既に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の日までに三年を経過している場合又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおならない場合に支給することができる。

2 打切給付金の額は、十八万円とする。

3 第一項の規定により打切給付金の支給を行つたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわぬ。

(給付金の支給を受ける権利の受)

第十五條 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係

る給付金の支給を請求することができる。

2 第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て

第十六条 給付金の支給に関する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達庁長官に不服の申立をすることができる。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

(裁決)

第十七条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

2 調達庁長官は、前項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、被害者給付金審査会に諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十八条 前二条に規定するもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 被害者給付金審査会 (設置及び権限)

第十九条 調達庁に、附屬機関として、被害者給付金審査会(以下この章において「審査会」という)を置く。

2 審査会は、第十七条第二項の規定による調達庁長官の諮問に應じ当該諮問事項について調査審議し及び意見を述べ得る機関とする。

(組織、委員及び会長)

第二十条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、調達庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を総理する。

(政令への委任)

第二十一条 前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(時効)

第二十二条 給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわれないときは時効によつて消滅する。

(護送等の禁止)

第二十三条 給付金の支給を受ける権利は、護送し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税) 第二十四条 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(権限の委任) 第二十五条 第四条に規定する調達庁長官の権限は、調達局長にその一部を委任することができる。

(総理府令への委任) 第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(調達庁設置法の一部改正)

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第 号)の規定に基づき、給付金を支給すること第七号第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 第四条第十七号の三に規定する給付金に關すること。第十一号中「附屬機関として」の下に、「被害者給付金審査会及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2 被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の定めるところによる。

別表 等級 身体障害

第一級

一 両眼が失明したもの

二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの

三 精神に、常時の介護を必要とする程度の障害を残したもの

四 胸部臓器の機能に、常時の介護を必要とする程度の障害を残したもの

五 半身不随となつたもの

六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの

七 両上肢の用を全く廢したもの

八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの

九 両下肢の用を全く廢したもの

第二級

一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

三 両上肢を腕関節以上で失つたもの

四 両下肢を足関節以上で失つたもの

第三級

一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの

二 咀嚼又は言語の機能を廢したもの

三 精神に、終身勞務に服することができない程度の障害を残したもの

四 胸部臓器の機能に、終身勞務に服することができない程度の障害を残したもの

二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの

三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの

四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの

五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの

六 両上肢のすべての指の用を廢したもの

七 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの

第五級

一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・一以下になつたもの

二 一上肢を腕関節以上で失つたもの

三 一下肢を足関節以上で失つたもの

四 一上肢の用を全く廢したもの

五 一下肢の用を全く廢したもの

六 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの

第六級

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの

二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの

三 鼓膜の大部分の欠損その他により、両耳の聴力が、耳蝸に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの

四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの

五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの

六 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの

七 一上肢のすべての指又はおや指

第七級

- 及びひとさし指をあわせ一上肢の四指を失ったもの
- 一 一眼が失明し、かつ他眼の視力が〇・六以下になったもの
- 二 鼓膜の中等度の欠損その他により、両耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
- 三 精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 四 胸腹部臓器の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 五 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失ったもの
- 六 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの
- 七 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 八 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
- 九 女子の外観に著しい醜状を残すもの
- 一〇 両側の畢丸を失ったもの

第八級

- 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの
- 二 脊柱に運動障害を残すもの
- 三 神経系統の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 四 おや指をあわせ一上肢の二指を失ったもの

- 五 一上肢のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
- 七 一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
- 八 一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
- 九 一上肢に仮関節を残すもの
- 一〇 一下肢に仮関節を残すもの
- 一一 一下肢のすべての足ゆびを失ったもの
- 一二 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの

第九級

- 一 両眼の視力が〇・六以下になったもの
- 二 一眼の視力が〇・六以下になったもの
- 三 両眼の半盲症、視重狹窄又は視重変状を残すもの
- 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 鼓膜の全部の欠損その他より、一耳の聴力を全く失ったもの
- 八 一上肢のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指を失ったもの
- 九 おや指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一〇 第一足ゆびをあわせ一下肢の

- 二以上の足のゆびを失ったもの
- 一一 一下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
- 一二 生殖器に著しい障害を残すもの

第一〇級

- 一 一眼の視力が〇・一以下になったもの
- 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 四 鼓膜の大部分の欠損その他より一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの
- 五 一上肢のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指を失ったもの
- 六 一上肢のおや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指の用を廃したもの
- 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 八 一下肢の第一足ゆび又は他の四足ゆびを失ったもの
- 九 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの
- 一〇 一下肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの

第一一級

- 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの
- 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

- 四 鼓膜の中等度の欠損その他より一耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
- 五 脊柱に奇形を残すもの
- 六 一上肢のなか指又はくすり指を失ったもの
- 七 一上肢のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指の用を廃したもの
- 八 第一足ゆびをあわせ一下肢の二以上の足ゆびの用を廃したもの
- 九 胸腹部臓器に障害を残すもの

第一二級

- 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの
- 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
- 六 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの
- 七 一下肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの
- 八 長管骨に奇形を残すもの
- 九 一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
- 一〇 一下肢の第二足ゆびを失ったもの、第二足ゆびをあわせ一下肢の二足ゆびを失ったもの又は一下肢の第三足ゆび以下の三足ゆびを失ったもの
- 一一 一下肢の第一足ゆび又は他の

- 四足ゆびの用を廃したもの
- 一二 局部にがんこな神経症状を残すもの
- 一三 男子の外観に著しい醜状を残すもの
- 一四 女子の外観に醜状を残すもの

第一三級

- 一 一眼の視力が〇・六以下になったもの
- 二 一眼に半盲症、視野狹窄又は視野変状を残すもの
- 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの
- 四 一上肢の中指を失ったもの
- 五 一上肢のおや指の指骨の一部を失ったもの
- 六 一上肢のひとさし指の指骨の一部を失ったもの
- 七 一上肢のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一下肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびを失ったもの
- 一〇 一下肢の第二足ゆびの用を廃したもの、第三足ゆびをあわせ一下肢の二足ゆびの用を廃したもの又は一下肢の第三足ゆび以下の三足ゆびの用を廃したもの

第一四級

- 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの
- 二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- 四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- 五 一上肢の中指の用を廃したもの

六 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失ったもの

七 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの

八 一下肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびの用を廢したものは二の足ゆびの用を廢したもの

九 局部に神経症状を残すもの

一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。

三 指の用を廢したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足ゆびを失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

五 足ゆびの用を廢したものは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失ったもの又は趾趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆびにあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

昭和三十六年十月六日印刷

昭和三十六年十月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局